



和光市ファミリー・サポート・センター 援助活動の手引き

はじめに

和光市ファミリー・サポート・センターでは、安心して子育てが出来るように、子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と、手助けができる人(協力会員)で会員組織を作り、会員による育児の相互援助活動を行っています。

子育て中の保護者のみなさん、自分ひとりで頑張らず「手伝って」と言ってみませんか。そして子どもが好きな方、あなたの力を貸してもらえませんか。

【委託先】

特定非営利活動法人病児保育を作る会
和光市ファミリー・サポート・センター運営事務局
川口市東川口4-2-20 プロミネンスII102
電話 090-6530-0961 (平日9時~16時)
FAX 048-295-7667
メールアドレス wakofamisapo@cap.ocn.ne.jp
ホームページ http://wakofamisapo.janken-pon.net/

メールアドレス



HPアドレス



ファミリー・サポート・センターの会員になるには

- ①依頼会員
→和光市在住・在勤で生後43日から12歳(小学校に在籍)までのお子さんがいらしゃる方。
- ②協力会員
→心身ともに健康で、活動に理解と熱意のある、和光市及び隣接地域に居住している方。
→ファミリー・サポート・センターで行う講習会を受講した方。
- ③両方会員
→依頼会員と協力会員、両方の条件を兼ねている場合、両方会員になることができます。

ファミリー・サポート・センターで手助けできる内容



- ・保育所・幼稚園開始前・終了後の送迎
 - ・保育所・幼稚園開始前・終了後の預かり
 - ・放課後児童クラブ開始前・終了後の送迎
 - ・放課後児童クラブ開始前・終了後の預かり
 - ・小学校登校前・放課後の送迎
 - ・小学校登校前・放課後の預かり
 - ・保護者等の冠婚葬祭による外出、他の子どもの学校行事の場合の預かり
 - ・保護者等の外出の場合の預かり
 - ・保護者等の就労(短期・臨時・求職活動等)の場合の預かり
 - ・保護者等の病気、急用等の場合の預かり
 - ・小学校・保育所等休みの時の預かり
 - ・学習塾や習い事等の送迎
 - ・保育所施設等施設入所前の援助
 - ・保護者等のリフレッシュ・習い事等の預かり
- ※その他についてはセンターにご相談ください

ファミリー・サポート・センターで対応出来ない内容

- ①風邪を引いている最中や具合の悪いお子さんの預かりや送迎。
また、援助活動中、保育中の事故などによる緊急時を除き、協力会員が保護者の代わりにお子さんを病院に連れていき、診察を受けることは出来ません。
- ②宿泊を伴う預かり。
- ③協力会員1人に対し、子ども1人(兄弟の場合は複数可)の援助が基本となります。
原則、協力会員が、他の活動中に同時をお願いすることはできません。
- ④事前打ち合わせで確認したもの以外の援助活動はできません。送迎など、新たな活動を依頼したい場合は、センターへご相談下さい。同じ協力会員に依頼する時でも追加で打ち合わせをする場合があります。
- ⑤子どもは必ず大人に引渡します。留守宅への送りはできません。

子どもを預かる場所

子どもの預かりは、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所で行います。



会員としての約束

- ・ファミリー・サポート・センターの活動は、支え合い活動です。
自分勝手な行動や相手の事を考えない行動は慎み、充実した会員としての生活を送りましょう。
- ・個人情報の保護
組合せとなっている会員や家族の情報は、他人に決して漏らさないください。
- ・連絡先等の変更連絡
住所や電話、メールなどの連絡先、保育所などの所属先などが変わった場合は、組合せとなっている相手の会員とセンターに連絡してください。
- ・退会時の連絡
組合せとなっている会員とセンターに必ず連絡して下さい。
- ・物品の斡旋、販売、お金の貸し借り、宗教の勧誘、選挙活動などは一切行わないください。

依頼会員として気をつけること

- ・時間を守る
約束した時間は(開始、終了)は守り、送れる場合は早めに協力会員に連絡してください。
- ・援助が必ず全部出来るとは限りません
協力会員は体調や都合により、依頼を受けられないことがあります。打合せをした協力会員と調整がつかない場合はセンターにご相談下さい。
- ・援助中に必要なものの準備
おやつ、食事(ミルク)、オムツなど必要なものは原則として依頼会員が用意します。協力会員に了解を得て、お願いするときは実費を支払います。

協力会員として気をつけること

- ・活動の内容をよく確かめ、無理のない範囲で依頼を受けてください。
- ・自分や家族の体調が悪い場合は、援助活動をお断りください。また、一度引き受けた依頼をやむを得ず断った場合は、センターにお知らせください。
- ・活動中は、子どもから目を離さず安全に努めてください。
- ・活動後は、子どもの様子やその日にあったことなど依頼会員に伝えるなど、会員同士のコミュニケーションを大切に下さい。

登録から利用までの流れ

依頼会員作業

センター作業

会員登録

インターネットから登録

和光市ファミリー・サポート・センター 入会申込 を開き、入力、送信 →QRコード



協力会員の紹介は、最低1回以上、具体的な利用日時が決まってからとなりますのでご了承ください。

援助が必要になったら

援助申込右記①

①希望援助内容の連絡

方法1: 電話

090-6530-0961(平日9時~16時)

方法2: インターネットから送信

和光ファミサポ協力会員紹介依頼フォーム を開き、
入力、送信 →①QRコード



協力会員探し 事前打合せ日程調整 及び依頼会員への 事前打合せ日程連絡

②援助対象児の現時点の情報送信

インターネットから送信

和光ファミサポお子さんの状況入力フォーム を開き、
入力、送信 → ②QRコード



情報送付右記②③

③自己紹介カードの情報送付

インターネットから送信

和光ファミサポ自己紹介カード、送信 →③QRコード



協力会員が決まったら

- ①依頼会員、②協力会員、③センターまたはサブリーダーの3者で、事前打ち合わせをし、依頼内容の詳細をお互いで確認します。
- ※サブリーダーとは…ベテランの協力会員でセンターから依頼をさせていただいた方々です。
※事前打合せとは…上記のように関係者3者で顔合わせをし、依頼の詳細を確認する打合せのことをいいます。

事前打合せ(依頼会員、協力会員、センターまたはサブリーダーの3者で実施)

協力会員に直接援助依頼



センターに連絡

①その月初めての依頼の場合

協力会員の承諾を得たら、センターに連絡し、受付番号(保険を適用するための番号)をもらう 例 7-10(7月の活動の場合)

②同じ月に、追加で依頼する場合、キャンセルの場合

キャンセルの場合は必ず、協力会員に伝えてください。

協力会員の承諾を得たら、センターに、受付番号に依頼を追加したことを連絡

センターへの連絡方法 メールまたは電話で行います。

①センターにメールで連絡(いつでも)受付番号は返信メールでお伝えします。

②090-6530-0961(平日9時~16時)受付番号はその場でお知らせします

メールでの連絡方法 wakofamisapo@cap.ocn.ne.jp → メールアドQRコード



記入例)

件名:(会員番号)××× (会員氏名)×××× (受付番号)×××

本文:8/14、太郎の学童の迎えとその後の預かりを丸山さんに頼みました。活動時間は18:50~21:00です。

※会員番号、受付番号(追加依頼などで)を既にもらっている場合は記入

※活動を依頼した場合は、日付、子どもの名前、活動内容、協力会員名、活動時間をお知らせください。



協力会員に受付番号連絡



援助活動実施



協力会員から報告書を受け取り、署名

協力会員に報酬を支払う

事前打合せした内容が変わる場合(送迎先が変わるなど)は必ずセンターにご連絡下さい。



注意★センターのメールアドレスからのメール送信について
センターからメールについては受信できるように設定をしておいてください。また、端末の設定状況などによっては、迷惑メールフォルダなどにセンターから送ったメールが入ってしまう場合がありますのでご注意ください。

利用料金

依頼日	援助時間	報酬(30分)
平日	7:00~19:00	360円
	上記以外	420円
土日祝休日	終日	420円
年末年始	終日	450円

●活動を依頼する最小時間

・依頼時間は30分からとし、その後10分ごとに報酬が加算されます。(その間は四捨五入)
・但し、初回のみ、最低1時間からの依頼とします。1時間未満で活動が済んでも1時間分を支払います。

●料金計算のもととなる時間

依頼時間より実際の活動時間が短い場合は依頼時間で計算。依頼時間より実際の活動時間が長い場合は実際の活動時間で計算。

●兄弟姉妹の割引

・兄弟姉妹2人目からは半額になります。

●送迎などの場合の時間計算

協力会員が自宅を出た時刻から、帰宅するまでを活動時間とします。

当日、時間短縮した場合、当初予定していた活動時間分支払うことになるので、確実な時間設定をしてください。延長は協力会員の承諾を得て行い、延長分も含め支払います。

●依頼キャンセル料

・前日までの取り消し・・・無料
・当日の取り消し・・・依頼した時間の半額(兄弟の人数にかかわらず一人分) 但し、兄弟一人でも利用した場合はキャンセル料は無料
・大雪・地震・台風のための当日のキャンセル・・・無料
・無断での取り消し・・・全額

●実費

食事、おやつ等は原則として依頼会員が用意してください。やむを得ず協力会員が用意する場合は、実費を支払います。
食事代1食上限500円、おやつ代100円、お風呂代100円、その他実費。

交通費については、かかった実費を支払ってください。

協力会員の車を使用した場合は、190円(市内)を活動費にプラスする。

●報酬の支払い

依頼時間に応じ、直接協力会員に支払います。支払いはその都度が原則。協力会員了承の上、まとめて支払う場合も翌月の5日までに支払ってください。

●依頼・協力会員双方が了承し、センターが特別に認めた場合、二人までの子どもを同時に援助することができます。その場合報酬は、それぞれが基準どおりに支払います。
例:保護者会出席の為、二人の依頼会員が、子どもを同じ協力会員に預けるなど。

保険

→万が一に備えNPO総合保険に加入します。(費用はセンターにて負担します)

- 賠償責任保険・・子育てサポーターが利用者の身体や財物に損害を与えて、賠償責任を負った時の保険
- 傷害保険・・お子さんがケガなどをされた場合の保険

賠償責任保険			
賠償責任	対人・対物共通	1事故・保険期間中	2億円
	受託物・借用物	1事故	50万円(現金は10万円)
人格侵害	1名		50万円
	1事故・保険期間中		100万円
事故対応費用	1事故・保険期間中		500万円
見舞い費用	死亡	1名	50万円
	後遺障害	程度に応じて	1.5～50万円
	入院	入院日数に応じて	2～10万円
	通院	通院日数に応じて	1～5万円

傷害保険(児童用)	
死亡・後遺障害保険金額	300万円
入院保険金日額	3000円
手術保険金額	手術の種類に応じ入院保険金額日額の10・20・40倍
通院保険金額	2000円